

収 入  
印 紙

集合住宅等の各戸検針及び水道料金徴収に関する契約書

高鍋町水道事業（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、高鍋町水道事業給水条例（以下「条例」という。）第27条第2項並びに高鍋町水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）第16条第2項及び集合住宅等の各戸検針及び徴収の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、乙の申請にかかる集合住宅の各戸検針及び水道料金（公共下水道区域にあつては、上下水道料金。以下、「料金」という。）徴収の実施について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲が行う集合住宅等の各戸検針及び料金徴収の実施にあたって、要綱並びに本契約書に定める事項について、信義に従い忠実に履行しなければならない。

（水道メーターの設置）

第2条 甲は、乙の所有する集合住宅等の給水装置が規程に適合する場合において、当該集合住宅等の全体使用水量を計量する水道メーター（以下「親メーター」という。）と、各戸の使用水量を計量する水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置（貸与）するものとする。

2 乙は、甲が設置（貸与）する親メーター並びに子メーターについて、善良な管理者としての注意を持って管理し、当該メーターの検針及び維持管理に支障のないように協力しなければならない。

3 乙が前項の管理義務を怠ったために水道メーターを亡失し、又は破損したときは、乙は、その損害額を弁償しなければならない。

（検針及び料金の徴収）

第3条 甲は、親メーター並びに子メーターを検針し、子メーターについて料金を徴収するものとする。

（滞納整理への協力）

第4条 乙は、入居者に料金の未納があるときは、甲において行う滞納整理に協力するものとする。

（入居者等への指導）

第5条 乙は、入居者等に入居、退去等の異動が生じる場合には、上下水道課への事前の届出について、指導しなければならない。

（差水量）

第6条 親メーターの使用水量と、子メーターの使用水量の合計との水量差が8%以上生じた場合、その原因が漏水等で乙又は居住者の維持管理上の責に帰すると認められる場合、また、受水槽等の給水設備の清掃等に使用したと認められるときには、その水量差（「差水量」という。）の料金は、乙が負担するものとする。

（給水設備の維持管理責任）

第7条 乙は、親メーター下流側の給水設備（受水槽等）の故障、その他の理由により取水不良又は断水状態になったときは、速やかに復旧し、入居者に不便を与えないようにしなければならない。また、維持管理について甲が必要な措置を指示したときは、速やかにその指示に従わなければならない。

（各種の届け出）

第8条 乙は、この住宅の所有権を他人に譲渡したときは、速やかに甲に届け出なければならない。また、その他管理責任者等に変更が生じた場合においても、同様に届け出なければならない。

（契約不履行の場合の措置等）

第9条 甲は、乙が要綱及びこの契約に違反した場合は、是正勧告を行うものとする。

この場合において、勧告をしてもなお是正しないときは、甲は条例第35条第2項、又は第36条の定めにより給水を停止するものとする。

2 前項の規定により給水を停止した場合において、乙及び入居者に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

（その他）

第10条 この契約に定める条項以外の事項について、疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（契約期間）

第11条 この契約の有効期間は、契約を締結した日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに解約の申立てがないときは、さらに1年更新されるものとし、以後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

（甲）

高鍋町水道事業

高鍋町長

印

（乙） 所有者

住 所

氏 名

印

（TEL — — ）

集合住宅等の名称\_\_\_\_\_

(公共下水道への接続 有 ・ 無 )

部屋番号	水栓番号	口径 (mm)	メーター番号	指針	入居者氏名
親メーター					
共用栓 (散水栓)					

- ※ 水栓番号については、上下水道課にて記入いたします。
- ※ 入居者氏名について、本契約の締結時点で未定の場合には空欄としてください。